

## 資料編（介護予防・日常生活支援総合事業関係法令）

- 介護保険法（総合事業関係部分抜粋）
- 介護保険法施行令（総合事業関係部分抜粋）
- 介護保険法施行規則（総合事業関係部分抜粋）
- 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針
- 地域支援事業実施要綱



# 介護予防・日常生活支援総合事業関係法令

## ○ 介護保険法（平成9年法律第123号）

（地域支援事業）

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）
  - 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
  - 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
  - 四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
  - 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- 2 市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。この場合においては、市町村は、次に掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならない。
- 一 居宅要支援被保険者に対して、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるもの（指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス若しくは特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス（以下この号において「特定指定介護予防サービス等」という。）を受けている居宅要支援被保険者については、当該特定指定介護予防サービス等と同じ種類の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを除く。）を行う事業
  - 二 被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。）の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、前項第一号に掲げる事業及び前号に掲げる事業と一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの
  - 三 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係

- る介護予防支援を受けている者を除く。)の要介護状態となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前二号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
- 3 市町村は、第一項各号及び前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
    - 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
    - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
    - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業
  - 4 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。
  - 5 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。
  - 6 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（同号及び同項第二号並びに第二項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
  - 7 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(地域包括支援センター)

- 第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。
- 2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。
  - 3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。
  - 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。
  - 5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。
  - 6 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 7 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合

において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 8 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(実施の委託)

第百十五条の四十七 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託は、包括的支援事業の全てにつき一括して行わなければならない。
- 3 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。
- 4 市町村は、第百十五条の四十五第一項第一号及び第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。
- 5 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業については、当該各号に掲げる事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者（同項第三号に掲げる事業については、地域包括支援センターの設置者に限る。）に対して、当該各号に掲げる事業の実施を委託することができる。
- 6 前項の規定により第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、その事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 7 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項、第四項又は第五項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（次項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を連合会に委託することができる。
- 8 受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

第百二十二条の二 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、当該介護予防・日常生活支援総合事業）に限る。以下「介護予防等事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額を交付する。

- 2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に要する費用の額に、第百二十五条第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（以下「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付する。

(都道府県の負担等)

第百二十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。

- 一 介護給付（次号に掲げるものを除く。）及び予防給付（同号に掲げるものを除く。）に要する費用 百分の十二・五
  - 二 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）に要する費用 百分の十七・五
- 2 第二百一十一条第二項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。
  - 3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防等事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。
  - 4 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

（市町村の一般会計における負担）

- 第二百二十四条 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。
- 2 第二百一十一条第二項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。
  - 3 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防等事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。
  - 4 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額を負担する。

（地域支援事業支援交付金）

- 第二百二十六条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護予防等事業に要する費用の額に前条第一項の第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下この章において「介護予防等事業医療保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金をもって充てる。
- 2 前項の地域支援事業支援交付金は、第百五十条第一項の規定により支払基金が徴収する納付金をもって充てる。

（概算納付金）

- 第二百五十二条 前条第一項の概算納付金の額は、当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額とする。

（確定納付金）

- 第二百五十三条 第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところ

により算定した前々年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて得た額とする。

(連合会の業務)

第百七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 第四十一条第十項（第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、第四十八条第七項、第五十一条の三第八項、第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から委託を受けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払
  - 二 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払であつて、前号に掲げる業務の内容との共通性その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの
  - 三 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言（略）
- 2 連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、介護保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。
- 一 第二十一条第三項の規定により市町村から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務
  - 二 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業並びに介護保険施設の運営
  - 三 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払（前項第二号に掲げるものを除く。）
  - 四 前三号に掲げるもののほか、介護保険事業の円滑な運営に資する事業

## ○ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）

### 改正のポイント

- 総合事業の導入によって地域支援事業の上限額を超える市町村が厚生労働大臣の認定を受けたときは、以下のとおり上限を引き上げることができることとする。

#### ※ 具体的な引き上げ方法

- ① 地域支援事業全体の上限（3.0%）は超えないが、総合事業の上限（2.0%）は超える場合
  - ・・・厚生労働大臣の認定を受けた上で、地域支援事業全体の上限である3.0%の範囲内で、総合事業を実施できるようにする（総合事業以外の事業の余剰分を総合事業に回すことができる。）。
- ② 地域支援事業全体の上限（3.0%）を超えるが、総合事業の上限（2.0%）は超えない場合
  - ・・・地域支援事業全体の上限は、4.0%を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とする。
- ③ 地域支援事業全体の上限（3.0%）を超え、かつ、総合事業の上限（2.0%）も超える場合
  - ・・・地域支援事業全体の上限は、4.0%を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、総合事業の上限は、3.0%を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とする。

#### （地域支援事業の額）

第三十七条の十三 法第百十五条の四十五第四項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。次項において同じ。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防等事業（法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防等事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。

- 2 給付見込額は、法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行う市町村について前項の規定を適用する場合においては当該事業を行わないこととしたならば介護給付等に要することとなる費用の額に基づいて算定するものとし、法第百二十一条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合においては法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市町村にあつては、法第百十五条

の四十五第四項に規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とすることができる。

一 給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村 地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額は三百万円とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額

二 前号に掲げる市町村以外の市町村であって、法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行うもの（厚生労働大臣が被保険者の住み慣れた地域における自立した日常生活の支援に資するため同条第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが特に必要であると認める市町村に限り、地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えず、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超えない市町村を除く。） イ又はロに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えず、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額から地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に要する費用の額を控除して得た額

ロ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超える市町村 (1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超えない市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の二を乗じて得た額

(2) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額

## ○ 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）

（法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十二の三 法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第百十五条の四十五第二項第一号及び第二号に掲げる事業の対象となる居宅要支援被保険者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該居宅要支援被保険者の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同項第三号の援助を行うことにより、決定すること。
- 二 法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に従事する者（次号及び第百四十条の六十九において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
- 三 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
- 四 利用者に対する法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。
  - イ 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五条の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
  - ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
  - ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

（法第百十五条の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業）

第百四十条の六十二の四 法第百十五条の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものとする。

- 一 栄養の改善を目的として、被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。以下この条において同じ。）に対して配食を行う事業
- 二 被保険者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、被保険者に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業
- 三 その他地域の実情に応じつつ、法第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業及び同条第二項第一号に掲げる事業と一体的に行われることにより、被保険者について、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

（法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十九 法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
- 二 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

- 三 利用者に対する法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。
- イ 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五条の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等（法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業にあつては、市町村、当該利用者の家族等）に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

（法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の委託の届出）

第百四十条の七十 法第百十五条の四十七第六項の規定により、同条第五項の規定により法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、その事業の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

- 一 法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地
  - 二 委託しようとする法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の内容
  - 三 法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託しようとする期間
- 2 受託者は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 受託者は、法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。

（法第百十五条の四十七第六項の厚生労働省令で定める者）

第百四十条の七十一 法第百十五条の四十七第六項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

（利用料）

第百四十条の七十二 法第百十五条の四十七第八項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

（法第百七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払）

第百五十九条の二 法第百七十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める審査及び支払は、法第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の利用者ごとの利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払（特定介護予防福祉用具販売に係るものを除く。）とする。

## ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成24年厚生労働省告示第86号）

介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の判断により、多様な人材や社会資源の活用等を図りながら、介護予防及び日常生活支援のための事業を総合的に行うことができる事業である。

介護予防は、被保険者（第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及び要支援者である第二号被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）の要介護状態等（要介護状態又は要支援状態をいう。以下同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものであり、単に運動機能や栄養状態など、個々の心身の状況等の改善のみを目指すものではなく、個々の被保険者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行うものである。また、日常生活支援も、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものであり、介護予防と一体的に実施することにより、効果が発揮されるものである。介護予防・日常生活支援総合事業は、これらの特性を持つ介護予防のためのサービスと日常生活支援のためのサービスとを総合的に提供することにより、被保険者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。

また、介護予防は、一次予防（主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取組を行うことをいう。以下同じ。）、二次予防（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、早期に対応することをいう。以下同じ。）及び三次予防（要介護状態等にある者の要介護状態等の改善や重度化の予防を行うことをいう。以下同じ。）とに大別される。

介護予防・日常生活支援総合事業は、このうちの一次予防、二次予防及び要支援者に対する三次予防を総合的に実施するものであるが、その実施に当たっては、予防給付（法第十八条第二号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）や介護給付（同条第一号に規定する介護給付をいう。）が担っている三次予防との有機的な連携を図り、活動的な状態にある高齢者に対する介護予防から要介護状態等にある者に対する介護予防まで、継続的かつ総合的な事業展開を図るものとする。

介護予防を推進するためには、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めるという視点が重要であり、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、被保険者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指すことが重要である。また、介護予防及び日常生活支援のための施策の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要である。このため、介護予防・日常生活支援総合事業の実施主体は、介護保険事業において実施される事業その他の高齢者保健福祉施策や地域における自主的な活動等と介護予防・日常生活支援総合事業とを一体的かつ総合的に企画し、実施するものとする。

この指針は、市町村が、介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するための基本的な事項を示すものである。

## 第一 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する総則的な事項

### 一 目的

介護予防・日常生活支援総合事業は、当該市町村が行う介護保険の第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者を対象として、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を目的として実施するものとする。事業の実施に当たっては、心身の状態の改善を図るとともに、生活機能全体の維持又は向上を通じて、個々の対象者が、その居宅において、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施される必要がある。

### 二 事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者及び二次予防事業対象者（第一号被保険者のうち要介護者又は要支援者以外の者であって、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められるものをいう。以下同じ。）に係る事業並びに当該市町村の全ての第一号被保険者を対象とした一次予防に係る事業により構成するものとする。

両事業の対象、実施方法等は異なるが、心身の状況等の改善によって、要支援者又は二次予防事業対象者とならなくなった高齢者が、一次予防に係る事業において、引き続き介護予防に向けた取組に参加することができるようにするなど、両事業が連続的かつ一体的に実施されるよう、相互に密に連携を図る必要がある。

### 三 実施主体、事業の実施等

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が実施主体となり、保健所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会その他の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）、法に規定する指定を受けていない介護関係事業者その他の民間事業者、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進するものとする。

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうちケアマネジメントに係る事業については、市町村又は地域包括支援センター（法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）において実施するものとする。

介護予防・日常生活支援総合事業（ケアマネジメントに係る事業を除く。）の実施に当たっては、市町村においては、サービスの提供等の具体的な事業の実施を、指定介護予防サービス事業者、法に規定する指定を受けていない介護関係事業者その他の民間事業者等に委託するなど、地域における社会資源の有効活用を図るとともに、効果的かつ効率的な事業運営に努める必要がある。

委託を受けた者に対して支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定するものとする。

### 四 事業の評価

介護予防・日常生活支援総合事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、市町村は、定期的に介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等に関する評価（以下「事業評価」という。）を実施するものとする。事業評価においては、介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、要介護状態等への移行をどの程度防止できたか等の事業の成果に係る評価を行うとともに、投入された資源量や事業量

に係る評価及び事業が効果的かつ効率的に実施されたか等の事業の実施の過程に係る評価を行うものとする。

また、事業評価は、単に心身の状況等の改善のみならず、対象者の生活の質や対象者の主観的な健康感など、様々な視点から総合的に行うものとする。

事業評価を適切に行うため、市町村においては、個人情報の保護に留意しつつ、介護予防・日常生活支援総合事業の参加者数等の事業に関するデータ、個人の健康に関するデータなど、事業

全体の経年的な評価を行う観点から必要と考えられるデータを体系的に把握しておくこととする。

また、市町村は、事業評価の結果について、積極的に地域住民に対して情報公開し、地域住民の介護予防・日常生活支援総合事業に対する理解を深めることに努めるとともに、地域住民からの意見も踏まえ、適宜、事業の内容を見直すなど、真に地域に密着した事業の展開が図られるよう不断の取組を図るものとする。

## 五 他の計画等との関係

各年度における介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込みについては、法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）において定めることとされ、各年度における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用及び介護予防・日常生活支援総合事業の見込量の確保のための方策については、市町村介護保険事業計画において定めるよう努めることとされている。介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村介護保険事業計画に基づき計画的に事業を推進するものとし、その際、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の八及び第二十条の九の規定による老人福祉計画、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四の規定による医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条の規定による健康増進計画等との整合を十分に図るものとする。

## 六 利用料

市町村及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施について市町村から委託を受けた者は、介護予防・日常生活支援総合事業（二次予防事業対象者の把握に係る事業を除く。）の利用者に対し、利用料を請求することができる。

利用料の額等利用料に関する事項は、地域の実情に応じて、市町村において決定する。なお、利用料の額の設定に当たっては、予防給付との均衡等を勘案しながら、適切に設定することとする。

## 第二 要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業

### 一 基本的な考え方

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、対象者一人ひとりの生活機能の維持又は向上を目的として、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、きめ細やかに実施されるものとする。

このため、個別の対象者に対するサービスの実施に当たっては、対象者ごとの状況等に関する課題分析等を行うこととともに、事業実施後には、対象者の状況等の再評価を行うことが必要である。

### 二 事業の構成

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業は、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業、ケアマネジメントに係る事業、二次予防事業対象者

の把握に係る事業及び事業評価に係る事業により構成する。

### 三 事業の対象者

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうち、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業及びケアマネジメントに係る事業の対象者は、要支援者及び二次予防事業対象者とする。

このうち、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者は、指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援又はケアマネジメントに係る事業の対象者（以下「介護予防支援・ケアマネジメントに係る事業の対象者」という。）である要支援者及び二次予防事業対象者に限るものとする。ただし、要支援者又は二次予防事業対象者が自らケアプランを作成し、市町村又は地域包括支援センターが適当と認めた場合は、介護予防支援・ケアマネジメントに係る事業の対象者でなくとも、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者となることができるものとする。

さらに、予防サービスに係る事業及び生活支援サービスに係る事業の対象者となる要支援者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該要支援者の意思を最大限に尊重しつつ、当該要支援者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定することとする。

また、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業のうち、二次予防事業対象者の把握に係る事業の対象者は、市町村が行う介護保険の第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）とする。

### 四 各事業の内容

要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業の各事業の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 予防サービスに係る事業

予防サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、訪問型予防サービス（要支援者又は二次予防事業対象者の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。以下同じ。）、通所型予防サービス（介護予防を目的として、適切な施設又は事業所において、介護等（入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の支援をいう。）及び機能訓練を行うことをいう。以下同じ。）等のうち市町村が定めるサービスを行う事業とする。

要支援者に対しては、訪問型予防サービス及び通所型予防サービス以外の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるサービスを行うことができる。なお、予防給付を受けている要支援者が、当該予防給付の支給対象となった介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「支給対象サービス」という。）とは異なる種類のサービスを予防サービスに係る事業において利用することは可能であるが、支給対象サービスと同じ種類のサービスを予防サービスに係る事業において利用することはできない。

二次予防事業対象者に対しては、自立支援の効果を高める観点から、可能な限り通所型予防サービスを行うことにより対応することを基本とする。一方、

要介護状態等から改善した二次予防事業対象者であって特に必要があると認められる者に対しては、訪問型予防サービスを実施するとともに、うつ、法第五条の二に規定する認知症、閉じこもり等のおそれがある又は既にこうした状況にあるなどにより、通所型予防サービスへの参加が困難である二次予防事業対象者に対しては、保健師等が居宅を訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握及び評価し、必要な相談や指導を実施するものとする。

通所型予防サービスは、要支援者又は二次予防事業対象者の心身の状況等を踏まえ、運動器の機能向上、栄養改善、口腔(くう)機能の向上に係るサービスなど、介護予防の観点から効果が認められると市町村が判断するサービスを提供するものとする。

#### (2) 生活支援サービスに係る事業

生活支援サービスに係る事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものを実施する事業とする。

- ① 栄養の改善を目的として、配食を行う事業
- ② 要支援者及び二次予防事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業
- ③ その他地域の実情に応じつつ、予防サービスに係る事業と一体的に行われることにより、介護予防及び日常生活支援に資する事業

なお、③に掲げる事業において提供するサービスは、地域の実情に応じて、市町村において独自に定めるものであり、複数のサービスを実施することが可能である。

#### (3) ケアマネジメントに係る事業

ケアマネジメントに係る事業は、要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。以下この(3)において同じ。）及び二次予防事業対象者に対して、介護予防を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービスに係る事業、生活支援サービスに係る事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業とする。

このため、ケアマネジメントに係る事業の実施に当たっては、要支援者又は二次予防事業対象者ごとの状況等に関する課題分析等が行われるとともに、当該分析等の結果を踏まえたケアプランが作成され、当該ケアプランに基づいた事業の実施がなされること、また、事業実施後には、要支援者又は二次予防事業対象者の状況等の再評価が行われることが必要である。なお、二次予防事業対象者については、ケアプランの作成の必要がない場合には、事業の実施前及び実施後に事業実施担当者と市町村又は地域包括支援センターとが情報を共有することにより、ケアプランの作成に代えることができる。

また、ケアマネジメントに当たっては、利用者自身による取組、地域住民等による支援等を積極的に位置付けるよう努めることとする。

#### (4) 二次予防事業対象者の把握に係る事業

二次予防事業対象者の把握に係る事業は、市町村が二次予防事業対象者を把握する事業とする。二次予防事業対象者の把握に係る事業の実施に当たっては、市町村は、全ての第一号被保険者（要介護者及び要支援者を除く。）に対して実施される実態把握、当該市町村において要介護認定等に係る事業を実施

する者又は保健分野において訪問活動を担当する保健師等との連携による実態把握、医療機関、民生委員等との連携による実態把握など、様々な機会を捉えた実施に努めるものとする。

(5) 事業評価に係る事業

事業評価に係る事業は、第一の四に基づき、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業の実施状況等に関する評価を実施する事業とする。

第三 一次予防に係る事業

一 基本的な考え方

一次予防に係る事業は、介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び

啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的とする。

二 事業の対象者

一次予防に係る事業の対象者は、地域における全ての第一号被保険者とする。

三 事業の実施

一次予防に係る事業は、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域における特性を踏まえた事業が積極的に展開されることが期待される。この場合において、市町村においては、それぞれの地域でどのような介護予防及び日常生活支援に資する活動がどのように実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防・日常生活支援総合事業に関する理解を深め、二次予防事業対象者の早期把握の促進等を図ることや、地域において育成されたボランティアや地域活動組織を要支援者及び二次予防事業対象者とならなくなった者の支援のために積極的に活用するなど、要支援者及び二次予防事業対象者に係る事業との有機的な連携に努めることが必要である。

- (1) 介護予防に資する基本的な知識を啓発普及するためのパンフレットの作成及び配布、講演会の開催等
- (2) 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
- (3) 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防・日常生活支援総合事業の実施の記録等を管理するための手帳等の配布
- (4) 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援

○ 地域支援事業実施要綱

老発第0609001号  
平成18年6月9日  
最終改正 老発0406第2号  
平成24年4月6日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

地域支援事業の実施について

標記については、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、今般、別紙のとおり、「地域支援事業実施要綱」を定め、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の実施に努められるよう特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して、周知徹底を図るなど、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

## 地域支援事業実施要綱

### 1 目的

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものである。

### 2 事業構成及び事業内容

介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）の事業構成及び事業内容は別記1のとおりとし、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村の事業構成及び事業内容は別記2のとおりとする。

### 3 実施方法

- (1) 地域支援事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成18年厚生労働省告示第316号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（平成24年厚生労働省告示第86号）の規定によるほか、この実施要綱の定めるところによる。
- (2) 地域支援事業の実施に当たっては、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう実施することとする。
- (3) 地域包括支援センターは地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの各々の専門職の知識を活かしながら、常に情報を共有し、互いに業務の理念、基本的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えていく必要がある。

また、法第115条の46第5項に規定しているとおり、地域包括支援センター内にとどまることなく、地域での各種サービス、保健・医療・福祉の専門職、専門機関相互の連携、ボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域における様々な社会資源の有効活用を図り、ネットワークを構築していく必要がある。さらに、地域支援事業の円滑な実施、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保する観点から、地域包括支援センター運営協議会等を積極的に活用されたい。

また、法第115条の47第1項の規定により、市町村は委託型の地域包括支援センターに対して運営方針を明示しなければならないこととされている。明示する方針の内容としては、市町村の地域包括ケアシステムの構築方針、区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務に関する方針、介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針、介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針、市町村との連携方針、公正・中立性確保のた

めの方針等が想定されるが、具体的な方針については、地域の実情に応じて、市町村において定めるものとする。

#### 4 実施主体

- (1) 実施主体は、市町村とし、その責任の下に地域支援事業を実施するものとする。
- (2) 市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務をいう。以下同じ。）の実施について、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる老人介護支援センターの設置者（市町村社会福祉協議会、社会福祉法人等）、一部事務組合若しくは広域連合等を組織する市町村、医療法人、当該事業を実施することを目的として設立された民法法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認める法人に委託することができるものとする。この委託は、包括的支援事業の実施に係る方針を示した上で、包括的支援事業のすべてにつき一括して行わなければならない。

なお、委託した場合においても、市町村と委託先は密に連携を図りつつ、事業を実施しなければならない。

- (3) 市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、介護予防事業（法第115条の4第1項第1号に掲げる事業をいう。以下同じ。）及び任意事業（同条第3項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部について、老人介護支援センターの設置者その他市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができるものとする。二次予防事業対象者（第1号被保険者のうち要介護者又は要支援者以外の者であって、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められるものをいう。以下同じ。）の把握事業のうち二次予防事業対象者に関する情報の収集及び二次予防事業対象者の決定に係る業務については、地域包括支援センターにおいて実施する介護予防ケアマネジメント業務と一体的に実施することが望ましい。
- (4) 市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、介護予防・日常生活支援総合事業について、省令第140条の67の2各号の基準に適合する者（ケアマネジメント事業については、地域包括支援センターの設置者に限る。）に対して、事業の実施を委託することができるものとする。二次予防事業対象者の把握事業のうち二次予防事業対象者に関する情報の収集及び二次予防事業対象者の決定に係る業務については、地域包括支援センターにおいて実施するケアマネジメント事業と一体的に実施することが望ましい。
- (5) (2) から (4) までの受託者に対して市町村が支払う費用の額については、市町村において、地域の実情に応じて柔軟に決定するものとする。
- なお、介護予防・日常生活支援総合事業については、受託者に対する費用の審査・支払いに係る事務を国民健康保険団体連合会に委託することが可能である。
- (6) 法第13条に規定する住所地特例の適用を受けた被保険者に対する地域支援事業の実施に関しては、当該被保険者の保険者である市町村は、当該被保険者の住所のある市町村にその事業の実施を委託することができる。
- (7) 地域包括支援センターの設置者（法人である場合は、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 5 利用料

市町村及び地域支援事業の実施について市町村から委託を受けた者は、地域支援事業の利用者に対し、二次予防事業対象者の把握事業にかかる費用を除いて、利用料を請求することができる。

利用料に関する事項は、地域の実情に応じて、市町村において決定する。なお、利用料の額の設定に当たっては、予防給付との均衡等を勘案しながら、適切に設定することとする。

なお、市町村が地域支援事業の実施について委託する場合は、地方自治法第210条で規定される総計予算主義の原則等を踏まえ、利用料を直接委託先の歳入とすることを前提に利用料を控除した額を委託費とすることは適当ではなく、会計上、委託料と利用料をそれぞれ計上することが適当であることについて、留意する必要がある。

## 別記1（介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村における地域支援事業の事業構成及び事業内容）

### 第1 事業構成

介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村における地域支援事業の構成は、次のとおりとする。

#### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

- (1) 要支援・二次予防事業
  - (ア) 予防サービス事業
  - (イ) 生活支援サービス事業
  - (ウ) ケアマネジメント事業
  - (エ) 二次予防事業対象者の把握事業
  - (オ) 要支援・二次予防事業評価事業
- (2) 一次予防事業
  - (ア) 介護予防普及啓発事業
  - (イ) 地域介護予防活動支援事業
  - (ウ) 一次予防事業評価事業

#### 2 包括的支援事業

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務（介護予防ケアマネジメント業務は、介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント事業の中で実施する。）
- (2) 総合相談支援業務
- (3) 権利擁護業務
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### 3 任意事業

- (1) 介護給付等適正化事業
- (2) 家族介護支援事業
- (3) その他の事業

### 第2 事業内容

#### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

##### (1) 要支援・二次予防事業

###### ア 総則

###### (ア) 目的

要支援・二次予防事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する。その目的を達成するため、事業の実施に際しては、ケアマネジメント事業により、個々の要支援者又は二次予防事業対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況（以下「心身の状況等」という。）に応じて、要支援者又は二次予防事業対象者の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施するものとする。

要支援・二次予防事業については、介護サービス事業者、ボランティア、

地域活動組織、NPO法人、民生委員、シルバー人材センターなど、地域における多様な主体を積極的に活用するとともに、公民館、自治会館、保健センターなど、地域の多様な社会資源を積極的に活用しながら実施するものとする。

#### (イ) 対象者

予防サービス事業、生活支援サービス事業及びケアマネジメント事業は、要支援者及び二次予防事業対象者を対象に実施し、二次予防事業対象者の把握事業は、当該市町村の要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者を対象に実施する。

なお、予防サービス事業及び生活支援サービス事業の対象者は、指定介護予防支援若しくは特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援又はケアマネジメント事業の対象者（以下「介護予防支援・ケアマネジメント事業の対象者」という。）である要支援者及び二次予防事業対象者に限る。ただし、要支援者又は二次予防事業対象者が自らケアプランを作成し、市町村又は地域包括支援センターが適当と認めた場合は、介護予防支援・ケアマネジメント事業の対象者でなくとも、予防サービス事業及び生活支援サービス事業の対象者となることができる。

予防サービス事業及び生活支援サービス事業の対象者となる要支援者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該要支援者の意思を最大限に尊重しつつ、当該要支援者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、適切なケアマネジメントを行うことにより、決定することとする。

予防サービス事業に参加する二次予防事業対象者数は、高齢者人口の概ね5パーセントを目安として、地域の実情に応じて定めるものとする。

また、二次予防事業対象者の名称については、「健康づくり高齢者」や「元気向上高齢者」等、各市町村において、地域の特性や実情にあった親しみやすい通称を設定することが望ましい。

### イ 各論

#### (ア) 予防サービス事業

##### ①事業内容

予防サービス事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、訪問型予防サービス、通所型予防サービス等のうち市町村が定めるサービスを行う事業とする。

要支援者に対しては、訪問型予防サービス（介護予防訪問介護）及び通所型予防サービス（介護予防通所介護）以外の介護予防サービス（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）又は地域密着型介護予防サービス（同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）のうち市町村が定めるサービスを行うことができる。なお、予防給付を受けている要支援者が、当該予防給付の支給対象となった介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「支給対象サービス」という。）とは異なる種類のサービスを予防サービス事業に基づいて利用することは可能であるが、支給対象サービスと同じ種類のサービスを予防サービス事業に基づいて利用することはできない。

(例：予防給付において介護予防訪問介護を利用している要支援者が、介護予防・日常生活支援総合事業において介護予防訪問介護を利用することはできないが、介護予防通所介護を利用することは可能である。)

二次予防事業対象者に対しては、自立支援の効果を高める観点から、可能な限り通所型予防サービスによって対応することを基本とする。一方、要介護状態等から改善した二次予防事業対象者であって特に必要があると認められる者に対しては、訪問型予防サービスを実施するとともに、うつ、認知症、閉じこもり等のおそれがある二次予防事業対象者又は既にこうした状況にある二次予防事業対象者など、通所型予防サービスへの参加が困難である二次予防事業対象者に対しては、保健師等が居宅を訪問して、日常生活で必要となる機能（以下「生活機能」という。）に関する問題を総合的に把握及び評価し、必要な相談や指導を実施するものとする。

各利用者に対する予防サービス事業の実施は、介護予防支援又はケアマネジメント事業で実施されるケアマネジメントに基づいて行うものとする。

## ②事業の実施方法

市町村又は受託事業者（市町村から介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託された者をいう。以下同じ。）は、省令第140条の62の3第2号から第4号までに掲げる基準又は第140条の69各号に掲げる基準を遵守した上で、地域の実情等に応じつつ、サービス提供に支障が生じないように、人員、設備等の体制を確保するものとする。

## ③予防サービス事業によって提供される各サービスの内容

### (a) 訪問型予防サービス

#### a サービス内容

訪問型予防サービスは、要支援者又は二次予防事業対象者の居宅において、介護予防を目的として、介護福祉士又はホームヘルパーにより行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援とする。

#### b サービスの提供

市町村又は受託事業者は、利用者の状態像や地域の実情等に応じて、aに合致するサービスを柔軟に提供することが可能である。こうしたサービスの具体例としては、例えば、以下のようなサービス等が考えられる。

- ・ 利用者の居宅において、介護予防・生活機能向上を目的として、介護福祉士又はホームヘルパーによって行われる身体介護
- ・ 利用者の居宅において、介護予防を目的として、介護福祉士又はホームヘルパーによって行われる生活援助

(b) 通所型予防サービス

a サービス内容

通所型予防サービスは、介護予防を目的として、適切な施設又は事業所において、介護等（入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の支援をいう。）及び機能訓練を行うこととする。

適切な施設又は事業所とは、介護予防通所介護事業所などの介護サービス事業所、市町村保健センター、健康増進センター、老人福祉センター、介護保険施設、公民館など、市町村が適当と認める施設又は事業所とする。

b サービスの提供

市町村又は受託事業者は、利用者の状態像や地域の実情等に応じて、aに合致するサービスを柔軟に提供することが可能である。こうしたサービスの具体例としては、例えば、以下のようなサービス等が考えられる。

- ・ 介護サービス事業所、市町村保健センター、公民館等で行われる機能訓練並びに生活等に関する相談及び助言
- ・ 介護サービス事業所、市町村保健センター、公民館等で行われる機能訓練及び健康状態の確認
- ・ 介護サービス事業所、市町村保健センター、公民館等で行われる機能訓練及び身体介護

c 留意事項

通所型予防サービスは、要支援者又は二次予防事業対象者の心身の状況等を踏まえ、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に係るサービスなど、市町村において介護予防の観点から効果が認められると判断されるサービスを提供するものとする。

通所型予防サービスの実施に当たっては、適宜、別記2の第2の1(1)イの(イ)を参照しながら実施するものとする。

この場合において、別記2の第2の1(1)の(イ)⑤中「介護予防ケアマネジメント業務」とあるのは「ケアマネジメント事業」と読み替える。

なお、1つの介護予防通所介護事業所等において、通所型予防サービス、介護予防通所介護及び通所介護を同時に提供することは、各サービスの提供に支障がない限り、可能とする。その場合には、通所型予防サービスの利用者も定員に含めた上で、介護予防通所介護及び通所介護の人員・設備基準を満たしていることが必要である。

通所型予防サービスにおいて、栄養改善に係るサービスにより調理実習等を実施する場合、食材料費及び調理費相当分については利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮を考慮すること。なお、サービスの対象者・利用の負担額等については、予め要綱等において明確に規定しておくこと。

(c) その他のサービス

a (a) 及び (b) 以外の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス

要支援者に対して提供することが可能な介護予防サービス（(a) 及び (b) を除く。）は、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売のうち市町村が定めるサービスとする。

要支援者に対して提供することが可能な地域密着型介護予防サービスは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のうち市町村が定めるサービスとする。

予防サービス事業においてこれらのサービスを提供する場合には、法第8条の2各項に規定するそれぞれのサービスの定義に沿って、市町村において、地域の実情等に応じて、具体的なサービス内容等を定めるものとする。

b 通所型予防サービスへの参加が困難である二次予防事業対象者に対する訪問相談・指導

通所型予防サービスへの参加が困難である二次予防事業対象者に対する訪問相談・指導は、別記2の第2の1(1)イの(ウ)に基づき、実施するものとする。

(イ) 生活支援サービス事業

①事業内容

生活支援サービス事業は、要支援者及び二次予防事業対象者に対して、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものを実施する事業とする。

(a) 栄養の改善を目的として、配食を行う事業

(b) 要支援者及び二次予防事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

(c) その他地域の実情に応じつつ、予防サービス事業と一体的に行われることにより、介護予防及び日常生活支援に資する事業

なお、(c) に掲げる事業において提供するサービスは、地域の実情に応じて、市町村において独自に定めるものであり、複数のサービスを実施することが可能である。

②事業の実施方法

市町村又は受託事業者は、省令第140条の62の3第2号から第4号までに掲げる基準又は第140条の69各号に掲げる基準を遵守した上で、地域の実情等に応じつつ、サービス提供に支障が生じないよう、人員、設備等の体制を確保するものとする。

### ③留意事項

①の（a）に掲げる事業を実施する場合は、食材料費及び調理費相当分については利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮を考慮すること。なお、事業の対象者・利用の負担額等については、予め要綱等において明確に規定しておくこと。

## （ウ）ケアマネジメント事業

### ①事業内容

ケアマネジメント事業は、要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。以下この（ウ）において同じ。）及び二次予防事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業とする。

ケアマネジメント事業については、市町村又は地域包括支援センターにおいて実施する。

### ②実施担当者

ケアマネジメント事業は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相互に協働しながら実施するものとする。

### ③実施の際の考え方

ケアマネジメント事業の実施に当たっては、今後、要支援者又は二次予防事業対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を要支援者又は二次予防事業対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、要支援者又は二次予防事業対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるよう支援するものとする。

### ④実施の手順

ケアマネジメント事業は、次の手順により実施するものとする。なお、具体的な事業の実施に当たっては、必要に応じて、別添1の様式1から様式4までの様式（以下「標準様式例」という。）の活用等を図ることにより、適切にケアマネジメントを実施するものとする。

#### （a）課題分析（アセスメント）

基本チェックリストの結果の情報の把握や、要支援者又は二次予防事業対象者及び家族との面接による聞き取り等を通じて、次に掲げる各領域ごとに、要支援者又は二次予防事業対象者の日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景等の課題を明らかにする。

- a 運動及び移動
- b 家庭生活を含む日常生活
- c 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
- d 健康管理

その際、生活機能の低下について要支援者又は二次予防事業対象者の

自覚を促すとともに、介護予防に取り組む意欲を引き出すため、要支援者又は二次予防事業対象者や家族との信頼関係の構築に努めるものとする。

(b) 目標の設定

課題分析の結果、個々の要支援者又は二次予防事業対象者にとって最も適切と考えられる目標を設定する。目標は、単に運動器の機能や栄養改善、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能改善や環境の調整などを通じて、生活の質の向上を目指すものとする。課題分析（アセスメント）の結果、地域包括支援センターは、要支援者又は二次予防事業対象者及びその家族の同意を得て、支援の内容や目標とその達成時期等を含むケアプランを作成する。その際、要支援者又は二次予防事業対象者、家族及び事業の実施担当者等が共通の認識を得られるよう情報の共有に努めるものとする。

なお、二次予防事業対象者については、介護予防ケアプランの作成の必要がない場合には、地域包括支援センターは、事業の実施前に事業実施担当者に対し参加するプログラムの種類を含む個々の対象者の支援の内容等を伝え、事業の実施後に事業実施担当者から事前・事後アセスメント及び個別サービス計画に係る情報を収集することにより、介護予防ケアプランの作成に代えることができる。

介護予防ケアプランにおいては、要支援者又は二次予防事業対象者自身による取組、家族や地域住民等による支援等を、積極的に位置づけるとともに、ボランティアや地域活動組織の育成・支援等を実施する一次予防事業と十分に連携し、地域における社会資源の活用にも努めるものとする。

(c) モニタリングの実施

介護予防・日常生活支援総合事業が実施される間、地域包括支援センターは、必要に応じて、その実施状況を把握するとともに、当該事業の実施担当者等の関係者の調整を行う。また、当該事業の実施担当者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業による目標の達成状況等の評価を行わせ、その結果の報告を受ける。

(d) 評価

地域包括支援センターでは、事業の実施担当者からの事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ、要支援者又は二次予防事業対象者及び家族との面接等によって、個々の要支援者又は二次予防事業対象者の心身の状況等を再度把握し、適宜、ケアプランの見直し等を行う。

⑤留意事項

(a) ケアマネジメント事業は、(エ)の二次予防事業対象者の把握事業と密に連携を図り、実施するものとする。

(b) 標準様式例は、別記2の第2の2(1)の介護予防ケアマネジメント業務の実施に当たって必要と思われる標準的な項目を示したものであり、標準様式例の活用にあたっては、ケアマネジメントに必要な情報について個別に吟味した上で、適宜、項目を追加または簡略化するなど、工夫して用いるものとする。

- (c) ケアマネジメント事業においては、介護保険における居宅介護支援及び介護予防支援との一貫性や連続性の確保に配慮するものとする。
- (d) ケアマネジメント事業においては、多くの専門職や地域住民等の積極的な参画を求めるものとする。
- (e) ケアマネジメント事業においては、要支援者若しくは二次予防事業対象者又はその家族の秘密が第三者に漏れることのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- (f) 要支援者又は二次予防事業対象者が自らケアプランを作成し、市町村又は地域包括支援センターが適当と認めた場合は、介護予防支援・ケアマネジメント事業の対象者でなくとも、予防サービス事業及び生活支援サービス事業の対象者となることができる。
- (g) 委託型の地域包括支援センターについては、要支援者に係るケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。この場合には、地域包括支援センターは、あらかじめ、省令第140条の70各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

なお、市町村は、委託型の地域包括支援センターが、要支援者に係るケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する際には、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと及び委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障のない範囲で委託することについて、留意することとする。

#### (エ) 二次予防事業対象者の把握事業

二次予防事業対象者の把握事業（以下別記1において「把握事業」という。）は、二次予防事業対象者を決定することを目的として、次の取組を実施する。

なお、生活機能の確認は、別添2の基本チェックリストで行う。なお、必要に応じて検査等を行うことができる。

##### ①二次予防事業対象者に関する情報の収集

次に掲げる方法等により、二次予防事業対象者に関する情報の収集に努めるものとする。情報の収集は、できる限り把握事業の全対象者について行うことが望ましい。ただし、地域の実情に応じ、例えば各地域の高齢者の課題によって優先順位をつけて実施することも可能である。

##### (a) 基本チェックリストの配布・回収

把握事業の全対象者に郵送等により配布・回収する。この場合、例えば3年間に分けて全対象者に配布する等、地域の実情に応じた方法や介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査を活用する方法とすることも考えられる。

基本チェックリスト未回収者の中には、閉じこもり、うつ、認知機能の低下等により日常の生活動作が困難な者が含まれる可能性があることから、できる限り電話・戸別訪問等を行い、支援が必要な者の早期発見・早期対応に努めること。

また、高齢者が自らの状態を知るために、主体的に基本チェックリストを実施することができる方法を周知すること等により、年間を通じて二次予防事業対象者を把握することが望ましい。

(b) 他部局から情報提供等

以下に掲げる方法等により把握した者に対して、基本チェックリストを実施する。なお、他部局と経年的な情報を共有し、データベース化するなどにより、対象者把握の効率化を図ることも考えられる。

- a 要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の担当部局との連携による把握
- b 訪問活動を実施している保健部局との連携による把握
- c 医療機関からの情報提供による把握
- d 民生委員等地域住民からの情報提供による把握
- e 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握
- f 本人、家族等からの相談による把握
- g 特定健康診査等の担当部局との連携による把握
- h その他市町村が適当と認める方法による把握

②二次予防事業対象者の決定等

基本チェックリストにおいて、次の i から iv までのいずれかに該当する者を、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる者として、二次予防事業対象者とする。

- i 1 から 20 までの項目のうち 10 項目以上に該当する者
- ii 6 から 10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当する者
- iii 11 及び 12 の 2 項目すべてに該当する者
- iv 13 から 15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当する者

なお、上記に該当する者のうち、基本チェックリストの 16 の項目に該当する者、18 から 20 のいずれかに該当する者、21 から 25 までの項目のうち 2 項目以上に該当する者については、うつ・閉じこもり・認知機能の低下予防や支援にも考慮する必要がある。

③要介護認定等において非該当と判定された者の取扱いについて

- (a) 要介護認定等を受けていた者が非該当と判定された場合、二次予防事業対象者とし、適切にフォローするものとする。
- (b) 新たに要介護認定等の申請を行った者が非該当と判定された場合については、基本チェックリストの実施などにより、二次予防事業への参加が必要と認められた者について二次予防事業対象者とする。

④二次予防事業対象者として取り扱う期間

二次予防事業対象者として取り扱う期間は、基本チェックリストの結果や個々の状態等を勘案して市町村が設定する期間とする。

(オ) 要支援・二次予防事業評価事業

①事業内容

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、要支援・二次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。

②実施方法

事業評価は、年度ごとに、別添 3 の「介護予防・日常生活支援総合事業の事業評価」により、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価をそれぞれ実施する。

### ③ 留意事項

事業評価を実施するため、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者数、参加者数、事業参加前後のQOL指標の変化、主観的健康感の変化等のデータ等について、常に収集・整理するものとする。

## (2) 一次予防事業

### ア 総則

#### (ア) 目的

一次予防（主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取組を行うことをいう。以下同じ。）に係る事業（以下「一次予防事業」という。）は、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育、健康相談等の取組を通じて介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行うこと等を目的とする。

#### (イ) 対象者

一次予防事業は、当該市町村の第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施するものとする。

### イ 各論

#### (ア) 介護予防普及啓発事業

事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が介護予防を推進する効果があると認めるものを適宜実施するものとする。なお、実施に際しては、特に必要と認められる場合、リフトバス等による送迎を行うことができるものとする。

- ①介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布
- ②介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催
- ③介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室等の開催
- ④介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体の配布

#### (イ) 地域介護予防活動支援事業

事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が効果があると認めるものを適宜実施するものとする。なお、事業の展開にあたっては、対象者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニューを実施し、当該事業を通じて参加者同士の交流を図り、自主的な取組につなげる等の工夫をすることにより、住民の積極的な参加を促すなど、地域づくりに資する視点を持つことが望ましい。

- ①介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
- ②介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援
- ③社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

例えば、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する活動等

が考えられる。

(ウ) 一次予防事業評価事業

①事業内容

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図る。

②実施方法

事業評価は、年度ごとに、別添3の「介護予防・日常生活支援総合事業の事業評価」により、プロセス評価を中心に実施するとともに、アウトカム指標について評価することが望ましい。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に際しての留意事項

ア 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、地域の医師会、歯科医師会等の協力を得るとともに、保健、精神保健福祉等の関係課部局、保健所、医療機関等の関係機関と十分に調整を図るものとする。

イ 一次予防事業と要支援・二次予防事業の実施に当たっては、介護予防に関するボランティアの有効的な活用や、参加者数を十分に確保し事業を実施するための開催場所の検討及び会場の集約を図る等の効果的・効率的な運営に留意すること。

ウ 一次予防事業と要支援・二次予防事業は、相互に密に連携を図って、効果的な事業の実施に努めるものとする。特に、要支援・二次予防事業の終了者については、主体的かつ継続的に取組を実施できるよう、(2)イの(イ)地域介護予防活動支援事業における地域活動組織やボランティア育成研修等へとつなげるケアマネジメントが重要である。なお、両施策については、各事業への参加状況等を勘案し、同じ会場で実施するなどの創意工夫を図り実施できるものとする。ただし、その場合、要支援者及び二次予防事業対象者については、ケアマネジメントに基づきプログラムを補足するなど、適切にフォローするとともに、事業参加前後のQOL指標の変化、主観的健康感の変化等のデータ等に基づく評価を行い、対象者の状態像に即した支援につなげるものとする。

また、(1)イの(オ)要支援・二次予防事業評価事業と同様、要支援者及び二次予防事業対象者については参加者数、事業参加前後のQOL指標の変化、主観的健康感の変化等のデータについて、常に収集・整理し、必要に応じて継続的な支援を行うものとする。

2 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防ケアマネジメント業務は、1(1)イ(ウ)のケアマネジメント事業として実施するものとする。

(2) 総合相談支援業務

ア 目的

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅

広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

## イ 事業内容

### (ア) 地域におけるネットワークの構築

地域包括支援センターは、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティアなど、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

### (イ) 実態把握

(ア) で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげることができるよう留意するものとする。

### (ウ) 総合相談支援

#### ① 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。

適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができる場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

#### ② 継続的・専門的な相談支援

①の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定する。

支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

## (3) 権利擁護業務

### ア 目的

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。

## イ 事業内容

日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。

特に、高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次

のような諸制度を活用する。

(ア) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行う。

申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。

(イ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。

(ウ) 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる（詳細の業務については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成18年4月厚生労働省老健局）を参照のこと）。

(エ) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

(オ) 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。

ウ 留意事項

イの（ア）の成年後見制度の円滑な利用に向けて次のことに留意する。

(ア) 市町村、地方法務局等と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。

(イ) 鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組むことができるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介する。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 目的

包括的・継続的マネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とす

る。

## イ 事業内容

### (ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

### (イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図る。

### (ウ) 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。

また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。

### (エ) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

## ウ 留意事項

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域包括支援センターにおいて実施するケアマネジメント事業、介護予防支援、介護給付のケアマネジメントの相互の連携を図り、包括的・継続的なケアが提供されるよう配慮するものとする。

### (5) 包括的支援事業の実施に際しての留意事項

(1) から (4) までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。

地域包括支援ネットワークの構築のための一つの手法として、例えば、地域包括支援センター（または市町村）が、行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等を参集した「地

域ケア会議」を設置・運営すること等が考えられる。

### 3 任意事業

#### (1) 目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

#### (2) 対象者

被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者とする。

ただし、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業又は必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業については、住宅改修の活用を希望する要介護（支援）被保険者で居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない者に対して当該者の住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類を作成した者に限る。

#### (3) 事業内容

任意事業としては、法上、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業が規定されているが、次に掲げる事業はあくまでも例示であり、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能である。

##### ア 介護給付等費用適正化事業

介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、本事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施する。なお、介護給付等に要する費用の適正化のための事業のうち、主要な適正化事業は次のとおり。

- ・ 主要介護給付等費用適正化事業（厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業を定める件（平成20年厚生労働省告示第31号））
  - ①認定調査状況チェック
  - ②ケアプランの点検
  - ③住宅改修等の点検
  - ④医療情報との突合・縦覧点検
  - ⑤介護給付費通知

##### イ 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。

###### (ア) 家族介護支援事業

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術

の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。

(イ) 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを行う。

(ウ) 家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見や、介護用品の支給、介護の慰労のための金品の贈呈、介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催する。

ウ その他の事業

次の(ア)から(エ)までに掲げる事業その他の介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。

(ア) 成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。

(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行う。

(ウ) 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業

認知症対応型共同生活介護事業所において、要介護者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う。

(エ) 地域自立生活支援事業

次の①から⑤までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

①高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

市町村が運営する高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）や、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。

②介護サービスの質の向上に資する事業

地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談などに応じるボランティア（介護相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等（介護相

談員派遣等事業)を行う。

③地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業

栄養改善が必要な高齢者(介護予防・日常生活支援総合事業において、配食の支援を受けている者を除く。)に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告する。

④家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時(24時間・365日)対応するための体制整備(電話を受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等)を行う。

⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

地域社会等において、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、地域における様々な社会資源を活用し、各種サービスを提供する。

(4) 留意事項

ア 任意事業の実施に当たっては、包括的支援事業の円滑な実施に資するネットワークの構築や地域のコミュニティの形成を踏まえるなど、地域における社会資源の活用留意すること。

イ 住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業の実施にあたっては、介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が作成者であること。

ウ 認知症対応型共同生活介護事業所を利用している低所得の要介護者及び要支援2の認定を受けた者に対し、家賃等の利用者負担の軽減を行っている事業者へ助成をする事業を実施する場合、低所得者の範囲や助成対象経費等を、予め要綱等において明確に規定しておくこと。

エ (3)のウの(エ)の③のような、配食の支援を活用した事業を実施する場合、食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮すること。なお、事業の対象者・利用の負担額等については、予め要綱等において明確に規定しておくこと。

オ これまでに国庫補助金等から一般財源化された事業については、地域支援事業として実施することはできないものであること。

## 別記2（介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村における地域支援事業の事業構成及び事業内容）

### 第1 事業構成

介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村における地域支援事業の構成は、次のとおりとする。

- 1 介護予防事業
  - (1) 二次予防事業
    - (ア) 二次予防事業対象者の把握事業
    - (イ) 通所型介護予防事業
    - (ウ) 訪問型介護予防事業
    - (エ) 二次予防事業評価事業
  - (2) 一次予防事業
    - (ア) 介護予防普及啓発事業
    - (イ) 地域介護予防活動支援事業
    - (ウ) 一次予防事業評価事業
- 2 包括的支援事業
  - (1) 介護予防ケアマネジメント業務
  - (2) 総合相談支援業務
  - (3) 権利擁護業務
  - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 3 任意事業
  - (1) 介護給付等適正化事業
  - (2) 家族介護支援事業
  - (3) その他の事業

### 第2 事業内容

- 1 介護予防事業
  - (1) 二次予防事業
    - ア 総則
      - (ア) 目的

二次予防事業は、二次予防事業対象者に対して実施することを基本とし、二次予防事業対象者が要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する。その目的を達成するため、事業の実施に際しては、介護予防ケアマネジメント業務により、個々の対象者の心身の状況等に応じて、対象者の選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施するものとする。

#### (イ) 対象者

二次予防事業対象者の把握事業は、当該市町村の要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者を対象に実施し、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業は、当該市町村の第1号被保険者である二次予防事業対象者に実施するものとする。なお、二次予防事業のうち通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の参加者数は、高齢者人口の概ね5パーセントを目安として、地

域の実情に応じて定めるものとする。

通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業においては現に要介護状態等にある者に対しては原則として事業を実施しないが、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な者であって、低栄養状態を改善するために必要と認められるものに対しては、二次予防事業において配食の支援を実施して差し支えない。なお、低栄養状態を改善することを目的としない配食の支援については本事業の対象とならない。

二次予防事業対象者の名称については、「健康づくり高齢者」や「元気向上高齢者」等、各市町村において、地域の特性や実情にあった親しみやすい通称を設定することが望ましい。

## イ 各論

### (ア) 二次予防事業対象者の把握事業

二次予防事業対象者の把握事業は、別記1の第2の1(1)イの(エ)に基づき、実施するものとする。

### (イ) 通所型介護予防事業

#### ①事業内容

通所型介護予防事業においては、二次予防事業対象者に、次の(a)から(e)までに掲げるプログラム(機能訓練、健康教育等)を実施し、対象者本人が掲げる日常生活上の目標達成を図り、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う。

なお、二次予防事業対象者が参加するプログラムは、基本チェックリストで該当する項目や、対象者の意向を踏まえて選択するものとする。

#### (a) 運動器の機能向上プログラム

二次予防事業対象者と決定した者のうち、運動器の機能が低下している又は市町村が運動器の機能が低下しているおそれがあると判断した者に対し、理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動器の機能向上に係る個別の計画を作成し、当該計画に基づき有酸素運動、ストレッチ、簡易な器具を用いた運動等を実施し、運動器の機能を向上させるための支援を行う。

#### (b) 栄養改善プログラム

二次予防事業対象者と決定した者のうち、低栄養状態にある又は市町村が低栄養状態のおそれがあると判断した者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と協働して栄養状態を改善するための個別の計画を作成し、当該計画に基づき個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等を実施し、低栄養状態を改善するための支援を行う。

#### (c) 口腔機能の向上プログラム

二次予防事業対象者と決定した者のうち、口腔機能が低下している又は市町村が口腔機能が低下しているおそれがあると判断した者に対し、歯科衛生士等が看護職員、介護職員等と協働して口腔機能の向上に係る個別の計画を作成し、当該計画に基づき摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃の自立支援等を実施し、口腔機能を向上させるための支援を行う。

#### (d) その他のプログラム

上記（a）から（c）までに掲げるプログラムのほか、膝痛・腰痛対策のためのプログラム、閉じこもり予防・支援又は認知機能の低下予防・支援若しくはうつ予防・支援に関するプログラム等、市町村において介護予防の観点から効果が認められると判断されるプログラムを実施する。

#### （e）複合プログラム

上記（a）から（d）までに掲げるプログラムを複合的に実施することにより、効果的・効率的な実施が可能となると判断される場合には、複数のプログラムを組み合わせた個別の計画を作成し、当該計画に基づき複合プログラムを実施する。

### ②実施場所

通所介護事業所などの介護サービス事業所、市町村保健センター、健康増進センター、老人福祉センター、介護保険施設、公民館など、市町村が適当と認める施設で実施するものとする。

### ③実施担当者

医師、歯科医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第93条第4項に規定する機能訓練指導員、経験のある介護職員等が実施する。

### ④プログラムに参加する場合の医師の判断

例えば、心臓疾患、骨折等の傷病を有している者については、運動器の関連のプログラムの実施により、病状悪化のおそれがあることから、プログラム参加の適否について医師の判断を求めること。

### ⑤実施の手順

通所型介護予防事業は、次の手順により実施するものとする。以下（a）から（d）までに掲げる実施状況については、介護予防ケアマネジメント業務を実施する地域包括支援センターに必ず報告するものとする。なお、地域包括支援センターにより介護予防ケアプランが作成されている場合は、これを踏まえ実施するものとする。

#### （a）事前アセスメントの実施

実施担当者は、個別サービス計画を作成するために必要となる課題を把握するとともに、事業終了後にその効果を評価するための基準値を得るために、事前アセスメントを実施する。

#### （b）個別サービス計画の作成

実施担当者は、事前アセスメントの結果や対象者の意向を踏まえて、プログラムの目標、プログラムの内容、家庭や地域での自発的な取組の内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画を作成する。実施期間は、プログラムの内容に応じて、概ね3ヵ月から6ヵ月程度とし、実施回数は、対象者の過度な負担とならず、かつ効果が期待できる回数を設定するものとする。

#### （c）プログラムの実施

実施担当者は、個別サービス計画に基づき、プログラムを実施する。

なお、概ね1ヵ月ごとに個別サービス計画で定めた目標の達成状況について評価を実施し、適宜、プログラムの実施方法等について見直しを行うものとする。

#### (d) 事後アセスメントの実施

実施担当者は、事業終了後、事後アセスメントとして、再度、事前アセスメントと同様の評価を実施し、目標の達成状況やその後の支援方法について検討を行う。

#### ⑥留意事項

安全に事業を実施するために、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備し、常に安全管理に配慮するものとする。

なお、実施に際しては、二次予防事業対象者の心身の状況等に応じて、リフトバス等による送迎を行うことができるものとする。

また、通所型介護予防事業において、栄養改善プログラムにより調理実習事業等を実施する場合、食材料費及び調理費相当分については利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮を考慮すること。なお、事業の対象者・利用の負担額等については、予め要綱等において明確に規定しておくこと。

二次予防事業の終了者については、一次予防事業において継続して介護予防に取り組むことができるようにすることが重要である。

#### (ウ) 訪問型介護予防事業

##### ①事業内容

二次予防事業対象者であって、特に閉じこもり、うつ、認知機能の低下のおそれがある等、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難なものであり、市町村が訪問型介護予防事業の実施が必要と認められるものを対象に、保健師等がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を実施する。

また、訪問型介護予防事業の対象者であって、低栄養状態を改善するために特に必要と認められるものに対しては、栄養改善プログラムの一環として配食の支援を実施する。

##### ②実施担当者

保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等が実施する。

##### ③プログラムに参加する場合の医師の判断

通所型介護予防事業における取扱いと同様、必要と認められる場合は、プログラム参加の適否について医師の判断を求めること。

##### ④実施の手順

訪問型介護予防事業は、次の手順により実施するものとする。以下の(a)から(d)までに掲げる実施状況については、介護予防ケアマネジメント業務を実施する地域包括支援センターに必ず報告するものとする。なお、地域包括支援センターにより介護予防ケアプランが作成されている場合は、これを踏まえ実施するものとする。

##### (a) 事前アセスメントの実施

実施担当者は、対象者の居宅を訪問し、個別サービス計画を作成するために必要となる課題を把握するとともに、事業終了後にその効果の評価するための基準値を得るために、事前アセスメントを実施する。事前アセスメントでは、主治医とも連携しつつ、対象者の心身の状況等について、地

域包括支援センターの作成した課題分析・目標設定を踏まえ、包括的な評価を行う。その際、認知機能の低下やうつが疑われる者については、適宜、医療機関への受診を勧奨するとともに、精神保健福祉センター等の専門機関との連携を図る。

(b) 個別サービス計画の作成

実施担当者は、事前アセスメントの結果や対象者の意向を踏まえて、個別の対象者ごとに支援方法を検討し、概ね3ヵ月から6ヵ月までを実施期間とする個別サービス計画を作成する。

(c) 支援の実施

実施担当者は、個別サービス計画に基づき、定期的に対象者の居宅を訪問し、対象者の心身の状況等を確認するとともに、必要な相談・指導等を実施する。併せて、対象者の心身の状況等を踏まえつつ、対象者の関心や興味に応じて、通所型介護予防事業の各種プログラムや地域における自発的な活動等への参加を促すものとする。

(d) 事後アセスメントの実施

実施担当者は、事業終了後、事後アセスメントとして、再度、事前アセスメントと同様の評価を実施し、目標の達成状況やその後の支援方法について検討を行う。

⑤留意事項

安全に事業を実施するために、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備し、常に安全管理に配慮し実施するものとする。

また、訪問型介護予防事業において、低栄養状態の改善のため特に必要であると判断し配食の支援を実施する場合は、食材料費及び調理費相当分については利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮を考慮すること。なお、事業の対象者・利用の負担額等については、予め要綱等において明確に規定しておくこと。

二次予防事業の終了者については、一次予防事業において継続して介護予防に取り組むことができるようにすることが重要である。

(エ) 二次予防事業評価事業

①事業内容

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。

②実施方法

事業評価は、年度ごとに、別添4の「介護予防事業の事業評価」により、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価をそれぞれ実施する。

③留意事項

事業評価を実施するため、介護予防事業の対象者数、参加者数、基本チェックリストの該当項目、事業参加前後のQOL指標の変化、主観的健康感の変化等のデータ等について、常に収集・整理するものとする。

(2) 一次予防事業

一次予防事業は、別記1の第2の1(2)に基づき、実施するものとする。

この場合において、別記1の第2の1(2)イの(ウ)②中「別添3の「介護予防・日常生活支援総合事業の事業評価」」とあるのは、「別添4の「介護予防事業の事業評価」」と読み替える。

### (3) 介護予防事業の実施に際しての留意事項

ア 介護予防事業の実施に当たっては、地域の医師会、歯科医師会等の協力を得るとともに、保健、精神保健福祉等の関係課部局、保健所、医療機関等の関係機関と十分に調整を図るものとする。

イ 一次予防事業と二次予防事業の実施に当たっては、介護予防に関するボランティアの有効的な活用や、参加者数を十分に確保し事業を実施するための開催場所の検討及び会場の集約を図る等の効果的・効率的な運営に留意すること。

ウ 一次予防事業と二次予防事業は、相互に密に連携を図って、効果的な事業の実施に努めるものとする。特に、二次予防事業の終了者については、主体的かつ継続的に取組を実施できるよう、別記1の第2の1(2)イの(イ)地域介護予防活動支援事業における地域活動組織やボランティア育成研修等へとつなげるケアマネジメントが重要である。なお、両施策については、各事業への参加状況等を勘案し、同じ会場で実施するなどの創意工夫を図り実施できるものとする。ただし、その場合、二次予防事業対象者については、基本チェックリストの該当項目に基づきプログラムを補足するなど、適切にフォローするとともに、事業参加前後の基本チェックリストの該当項目やQOL指標の変化、主観的健康感の変化等のデータ等に基づく評価を行い、対象者の状態像に即した支援につなげるものとする。

また、(1)イの(エ)二次予防事業評価事業と同様、二次予防事業対象者については参加者数、事業参加前後の基本チェックリストの該当項目やQOL指標の変化、主観的健康感の変化等のデータについて、常に収集・整理し、必要に応じて継続的な支援を行うものとする。

## 2 包括的支援事業

### (1) 介護予防ケアマネジメント業務

#### ア 目的

介護予防ケアマネジメント業務は、二次予防事業対象者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うことを目的とする。

#### イ 対象者

当該市町村の第1号被保険者である二次予防事業対象者に実施する。

#### ウ 実施担当者

介護予防ケアマネジメント業務は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相互に協働しながら実施するものとする。

#### エ 実施の際の考え方

介護予防ケアマネジメント業務の実施に当たっては、今後、対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるよう支援するものとする。

#### オ 実施の手順

介護予防ケアマネジメント業務は、次の手順により実施するものとする。（別添1の様式1から様式4までの様式（以下「標準様式例」という。）参照）。

##### （ア）課題分析（アセスメント）

基本チェックリストの結果の情報の把握や、対象者及び家族との面接による聞き取り等を通じて、次に掲げる各領域ごとに、対象者の日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景等の課題を明らかにする。

- ①運動及び移動
- ②家庭生活を含む日常生活
- ③社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
- ④健康管理

その際、生活機能の低下について対象者の自覚を促すとともに、介護予防に取り組む意欲を引き出すため、対象者や家族との信頼関係の構築に努めるものとする。

##### （イ）目標の設定

課題分析の結果、個々の対象者にとって最も適切と考えられる目標を設定する。目標は、単に運動器の機能や栄養改善、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能改善や環境の調整などを通じて、生活の質の向上を目指すものとする。課題分析（アセスメント）の結果、地域包括支援センターは、必要と認められる場合には、対象者及びその家族の同意を得て、支援の内容や目標の達成時期等を含む介護予防ケアプランを作成することができる。その際、対象者、家族及び事業の実施担当者等が共通の認識を得られるよう情報の共有に努めるものとする。介護予防ケアプランの作成の必要がない場合には、地域包括支援センターは、事業の実施前に事業実施担当者に対し参加するプログラムの種類を含む個々の対象者の支援の内容等を伝え、事業の実施後に事業実施担当者から事前・事後アセスメント及び個別サービス計画に係る情報を収集することによりこれに代えることができる。なお、介護予防ケアプランにおいては、対象者自身による取組、家族や地域住民等による支援等を、積極的に位置づけるとともに、ボランティアや地域活動組織の育成・支援等を実施する一次予防事業と十分に連携し、地域における社会資源の活用にも努めることとする。

##### （ウ）モニタリングの実施

介護予防事業が実施される間、地域包括支援センターは、必要に応じて、その実施状況を把握するとともに、当該事業の実施担当者等の関係者の調整を行う。また、当該事業の実施担当者に対し、介護予防事業による目標の達成状況等の評価を行わせ、その結果の報告を受ける。

##### （エ）評価

地域包括支援センターでは、事業の実施担当者からの事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ、対象者及び家族との面接等によって各対象者の

心身の状況等を再度把握し、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を行う。

#### カ 留意事項

- (ア) 介護予防ケアマネジメント業務は、1の(1)のイの(ア)の二次予防事業対象者の把握事業と密に連携を図り、実施するものとする。
- (イ) 介護予防ケアマネジメント業務に用いる標準様式例は、必要と思われる標準的な項目を示したものであり、様式の記載においては、介護予防ケアマネジメントに必要な情報について個別に吟味した上で、適宜、項目を追加または簡略化するなど、工夫して用いるものとする。
- (ウ) 介護予防ケアマネジメント業務においては、介護保険における居宅介護支援及び介護予防支援との一貫性や連続性の確保に配慮するものとする。
- (エ) 介護予防ケアマネジメント業務においては、多くの専門職や地域住民等の積極的な参画を求めるものとする。
- (オ) 介護予防ケアマネジメント業務においては、対象者又はその家族の秘密が第三者に漏れることのないよう、必要な措置を講じるものとする。

#### (2) 総合相談支援業務

総合強談支援業務は、別記1の第2の2(2)に基づき、実施するものとする。

#### (3) 権利擁護業務

権利擁護業務は、別記1の第2の2(3)に基づき、実施するものとする。

#### (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、別記1の第2の2(4)に基づき、実施するものとする。

この場合において、別記1の第2の2(4)ウ中「ケアマネジメント事業」とあるのは「介護予防ケアマネジメント業務」と読み替える。

#### (5) 包括的支援事業の実施に際しての留意事項

(1)から(4)までに掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。

地域包括支援ネットワークの構築のための一つの手法として、例えば、地域包括支援センター(または市町村)が、行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等を参集した「地域ケア会議」を設置・運営すること等が考えられる。

### 3 任意事業

任意事業は、別記1の第2の3に基づき、実施するものとする。

この場合において、別記1の第2の3(3)ウの(エ)③中「介護予防・日常生活支援総合事業において、配食の支援を受けている者」とあるのは「介護予防事業において、配食の支援を受けている者」と読み替える。



介護予防及び日常生活支援のための総合的なサービスに関する調査研究事業  
 検討会委員名簿

国立長寿医療研究センター所長	鈴木 隆雄
愛媛大学医学部付属病院医療福祉支援センター長	櫃本 真幸
東洋大学ライフデザイン学部准教授	高野 龍昭
NPO 法人地域保健研究会会長	田中 甲子
セントケア・ホールディングス株式会社常務取締役執行役員	田村 良一
山梨県北杜市地域包括支援センター保健指導監	唐木 美代子
高知県南国市長寿支援課課長	山内 幸子
鳥取県北栄町福祉課課長	手嶋 俊樹
長崎県佐々町地域包括支援センター係長（保健師）	江田 佳子

(敬称略)

(事務局)

みずほ情報総研株式会社社会経済コンサルティング部	植村 靖則
みずほ情報総研株式会社社会経済コンサルティング部	小松 紗代子



**介護予防・日常生活支援総合事業の手引き**  
(介護予防及び日常生活支援のための総合的なサービスに関する調査研究事業)

---

平成 24 年 3 月

発行      みずほ情報総研株式会社

〒101-8443  
東京都千代田区神田錦町 2-3  
竹橋スクエアビル  
TEL: 03(5281)5275  
FAX: 03(5281)5443

---